

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	石垣市物価高騰対応生活応援給付金	<p>①食料品等の物価高騰が住民の生活を圧迫している状況に対して早急に支援するため、使途制限がなく即効性の高い現金給付を市民に対して実施する。物価高騰は待ったなしの状況であり、特に離島の離島である本市は生活必需品等においても輸送コストの影響を受けている状況であり、一刻も早く市民に本交付金を届ける必要がある。そのため、その緊急的支援策として、より時間と事務費を削減できる現金給付を選択して実施することで、それぞれの事情に応じた最も必要とする支出に充てることができることから、市民が抱える負担感の軽減を図ることができる。</p> <p>②市民1人あたり10,000円の給付及び低所得世帯に対しては5,000円の上乗せ給付を実施して支援を行う。</p> <p>③【給付金】全市民49,452人×10,000円=494,520,000円 低所得世帯市民12,068人×5,000円=60,340,000円</p> <p>【事務費】システム改修2,000,000円 (圧着はがき代9.3円×27,000枚=251,100円) 251,100円×1.5=376,650円 (圧着はがき郵送料85円×26,724世帯=2,271,540円) 2,271,540円×1.5=3,407,310円 振込手数料220円×26,724世帯=5,879,280円 人件費(会計年度任用職員)3,700,000円 事務費計:15,363,240円 計:570,223,240円</p> <p>④市内に住民登録のある者</p>	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	石垣市物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業学校給食費助成金	<p>①物価高騰による経済的な負担の軽減を図るために、義務教育課程における児童への給食費助成をとおして、安心して子どもを子育てられる島づくりを推進することを目的とする。</p> <p>②生活者支援に係る補助金(扶助費)</p> <p>③総事業費 76,853千円(うちR6補正分58,990千円、R7補正分14,510千円を充当、3,353千円は一般財源)</p> <p>※ 児童(76,852,320円) 1ヶ月当たりの給食費(300円×198食)÷11ヶ月=5,400円</p> <p>●一般の児童 →1ヶ月の給食費のうち、保護者負担の1/2を助成=2,700円 児童数 2,544人×2,700円×11ヶ月=75,556,800円</p> <p>●特支の児童 →1ヶ月の給食費のうち、特別支援就学奨励費を差し引いた保護者負担の1/2を助成=1,350円 児童数 80人×1,350円×11ヶ月=1,188,000円</p> <p>●八重山特別支援学校児童のうち 沖縄県就学奨励対象外児童(所得が高い家庭の児童) →給食費のうち、保護者負担の1/2を助成=160円 八重山特支児童数 1人×160円×192食=30,720円</p> <p>●八重山特別支援学校児童のうち沖縄県就学奨励対象児童 →給食費のうち、沖縄県特別支援就学奨励費を差し引いた保護者負担の1/2を助成=80円 八重山特支児童数 5人×80円×192食=76,800円</p> <p>④市立小中学校の児童生徒の保護者等(小学校19校 中学校9校) 市内私立小学校1校の児童の保護者等 八重山特別支援学校の児童生徒の保護者等 ※教職員除く</p>	R7.4	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気料金高騰対策支援事業	<p>①製氷施設や加工施設で使用する電気料金の高騰により、施設の運営コストが増加し漁業者の収益への影響が懸念されることから、漁業コスト削減による漁業者支援を目的に、直上がりした分の電気料金の補助を行う。</p> <p>②実際に支払いした令和5年度、令和6年度の電気代を比較した差額分</p> <p>③R7の累計支援金額 1kwあたりの差額9円×60,357(月平均使用量)×12ヶ月=6,518,556 ≒ 6,519,000円(うち4,563千円に交付金を充当)</p> <p>④八重山漁業協働組合</p>	R7.5	R8.2
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	水産物流通改善支援事業	<p>①梱包資材費の高騰に対し、鮮度の保持・輸送に必要な資材購入費を補助し漁業経営の安定化を図る。</p> <p>②R4とR6の価格を比較し、差額分を補助 (令和7年4月1日～令和8年2月までの期間に購入した梱包資材の補助)</p> <p>③R7の累計支援金額 四角発砲 320円(単価)×2,000個= 640,000円 長発砲 730円(単価)×7,000個= 5,110,000円 マチ箱 90円(単価)× 500個= 45,000円 銀メッキ カジキ箱 320円(単価)×1,500個= 480,000円 銀メッキ マグロ箱 480円(単価)× 300個= 144,000円 マグロ箱大 1,755円(単価)× 400個= 702,000円 合計額 7,121,000円(うち4,272千円に交付金を充当)</p> <p>④八重山漁業協働組合</p>	R7.4	R8.2
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	原油高・肥料高騰補助金(堆肥散布事業補助)	<p>①化学肥料の価格高騰に伴い肥料代の助成及び堆肥を用いた土づくりを支援する。</p> <p>②肥料高騰</p> <p>③積算根拠 堆肥 世美がえり(バラ堆肥) 540a(ほ場面積)、10a=5t(堆肥) 必要数量=271t 堆肥単価=17,000円(税抜) 271t×17,000円=3,689,000円 堆肥散布 433a(ほ場面積)×4,728円(単価:1a)=2,047,224円 総事業費=3,689,000円+2,047,224円=5,736,000円(税抜) 補助額=5,736,000円(うち4,015千円に交付金を充当)</p> <p>④株式会社石垣島堆肥センター(石垣市たい肥センター)</p>	R7.6	R8.2

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	原油高・肥料高騰補助金(堆肥購入費補助)	①肥料高騰により、農家負担が増大しているため、購入価格の一部を助成する。 ②肥料高騰 ③積算根拠 堆肥 世美がえり(バラ堆肥) 520t×17,000円=8,840,000円 世美がえり(袋:1袋15kg) 18,359袋×390円=7,160,000円 総事業費=16,000,000円(税抜) 16,000,000×50%(補助)=8,000,000円 補助額=8,000,000円(うち4,800千円に交付金を充当) ④株式会社石垣島堆肥センター(石垣市たい肥センター)	R7.6	R8.2
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通乗務員確保支援事業	①コロナ禍以降、本市の観光入域客数はコロナ以前の水準まで回復しておりますが、さらなる観光需要の高まりからバスやタクシー等公共交通乗務員の不足が課題となっております。また、昨今の社会情勢の変化により、物価やエネルギー価格が高騰するなか、地域公共交通の安定的な維持・確保が課題となっております。このため、公共交通事業者に対し乗務員確保支援を実施し、交通手段の確保や事業継続を図ります。就労乗務員には、就労準備金として100千円を支給し、就労乗務員を雇用した事業者には、乗務員確保支援金として、雇用した乗務員一人につき20千円を支援します。なお、期間内に確保する目標乗務員数は40人となります。 ②新規就労乗務員及び、雇用事業者に対する支援金について、交付金を活用して充当する。 ③100千円×40人+20千円×40人=4,800千円(うち3,360千円に交付金を充当) ④市内を運行するハイヤー・タクシー事業者、乗合バス事業者	R7.4	R8.1
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	石垣市水道料金減免事業	①物価高騰による水道使用者の経済的な負担軽減を図る。 ②一般会計から公営企業会計に繰り出し、水道使用料の基本料金を減免する。(12月～1月検針分) ③一般用:2ヶ月分1/2補助 25,300栓×615円×2月=31,119,000円 営業用:2ヶ月分1/3補助 3,930栓×627円×2月=4,928,220円 共用栓:2ヶ月分1/3補助 500栓×410円×2月=410,000円 システム改修費用=900,000円 合計37,357,220円 (うちR7予備費分28,453千円、R7補正分8,090千円を充当、一般財源814千円) ④一般用、営業用、共用栓の水道使用者 ※公共施設除く	R7.11	R7.12
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	石垣市物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業学校給食費助成金(R7補正分)	①物価高騰による経済的な負担の軽減を図るために、義務教育課程における児童への給食費助成をとおして、安心して子どもを生き育てられる島づくりを推進することを目的とする。 ②生活者支援に係る補助金(扶助費) ③総事業費 76,853千円(うちR6補正分58,990千円、R7補正分14,510千円を充当、3,353千円は一般財源) ※児童(76,852,320円) 1ヶ月当たりの給食費(300円×198食)÷11ヶ月=5,400円 ●一般の児童 →1ヶ月の給食費のうち、保護者負担の1/2を助成=2,700円 児童数 2,544人×2,700円×11ヶ月=75,556,800円 ●特支の児童 →1ヶ月の給食費のうち、特別支援就学奨励費を差し引いた保護者負担の1/2を助成=1,350円 児童数 80人×1,350円×11ヶ月=1,188,000円 ●八重山特別支援学校児童のうち 沖縄県就学奨励対象外児童(所得が高い家庭の児童) 一給食費のうち、保護者負担の1/2を助成=160円 八重山特支児童数 1人×160円×192食=30,720円 ●八重山特別支援学校児童のうち沖縄県就学奨励対象児童 一給食費のうち、沖縄県特別支援就学奨励費を差し引いた保護者負担の1/2を助成=80円 八重山特支児童数 5人×80円×192食=76,800円 ④市立小中学校の児童生徒の保護者等(小学校19校 中学校9校) 市内私立小学校1校の児童の保護者等 八重山特別支援学校の児童生徒の保護者等 ※教職員除く	R7.4	R8.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	石垣市水道料金減免事業(R7補正分)	①物価高騰による水道使用者の経済的な負担軽減を図る。 ②一般会計から公営企業会計に繰り出し、水道使用料の基本料金を減免する。(12月～1月検針分) ③一般用:2ヶ月分1/2補助 25,300栓×615円×2月=31,119,000円 営業用:2ヶ月分1/3補助 3,930栓×627円×2月=4,928,220円 共用栓:2ヶ月分1/3補助 500栓×410円×2月=410,000円 システム改修費用=900,000円 合計37,357,220円 (うちR7予備費分28,453千円、R7補正分8,090千円を充当、一般財源814千円) ④一般用、営業用、共用栓の水道使用者 ※公共施設除く	R7.11	R8.1
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	石垣市水道料金減免事業(R7補正分)第2期分	①物価高騰による水道使用者の経済的な負担軽減を図る。 ②一般会計から公営企業会計に繰り出し、水道使用料の基本料金を減免する。(2月検針分) ③一般用:1ヶ月分1/2補助 25,300栓×615円×1月=15,559,500円 営業用:1ヶ月分1/3補助 4,000栓×627円×1月=2,508,000円 共用栓:1ヶ月分1/3補助 500栓×410円×1月=205,000円 合計18,272,500円 ④一般用、営業用、共用栓の水道使用者 ※公共施設除く	R8.1	R8.3